

湖沼水質保全特別措置法第3条第1項及び第2項の規定に基づく指定湖沼及び指定地域（告示）  
並びに湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令案（概要）

平成19年11月5日  
水環境課

【概要】

- 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下「法」という。）第3条により、八郎湖（秋田県）及びその流域を指定湖沼・指定地域に指定する。
- 同法第7条に基づき、同法施行令第2条の2において、当該指定地域における汚濁負荷の規制基準に係る項目をCOD、窒素及びりんとする。

【背景及び内容】

(1) 湖沼法第3条に基づき、秋田県知事の申出により、八郎湖（八郎潟調整池、東部承水路及び西部承水路をいう。）を指定湖沼として、秋田県秋田市、能代市、男鹿市、潟上市等を指定地域（詳細別添告示案参照）として、閣議決定を経て指定し、告示により公示する予定。

(2) 都道府県知事は、法第7条の規定により、特定施設（注1）を設置する指定地域内の工場又は事業場から公共用水域に排出される水の汚濁負荷量について、湖沼水質保全計画（注2）に基づき、指定湖沼の水質を保全するための規制基準を定めることとなっている。

この汚濁負荷量の規制基準に係る項目は、水濁法第2条第2項第2号に規定する項目（いわゆる生活環境項目）のうち化学的酸素要求量（COD）その他の項目で指定湖沼ごとに政令で定めるものとされている。

八郎湖の水質の状況は、COD、窒素及びりんの項目について、傾向としては、横ばいないしやや上昇傾向であり、水質環境基準を超えている状況にあることから、汚濁負荷量の規制基準に係る項目をCOD、窒素及びりんとする。

（注1）水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第1条で定めている施設。

（注2）湖沼法第4条第1項に基づき、都道府県知事が指定地域において指定湖沼につき湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関して定める計画。

【今後のスケジュール】

- ・パブリックコメント : 11月5日（月）～12月4日（火）
- ・閣議（指定湖沼・指定地域の告示及び政令） : 12月7日（金）
- ・告示の公示 : 12月11日（火）
- ・政令公布 : 12月12日（水）
- ・政令の施行日 : 公布日施行

(参考)

## 八郎湖の水質等の概要

### 1. 概要

八郎湖は秋田県西北部に位置する。かつて琵琶湖に次ぐ日本第2の広さを誇る汽水湖であった八郎潟の約80%が干拓され、淡水化した残存湖を「八郎湖」と称している。八郎湖は、防潮水門により閉鎖的に管理されているため、夏季にアオコの発生が見られる年があるなど富栄養化している。

#### ○ 八郎湖の諸元

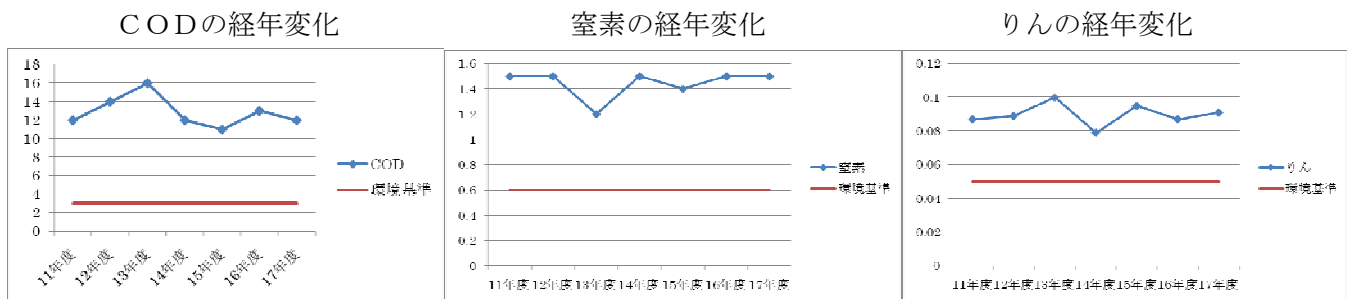
(平成18年3月末現在)

区分	人工湖	流域人口	85千人
最大水深	10m	貯水量	132百万m <sup>3</sup>
平均水深	2.8m	滞留時間	0.11年
湖面積	47.3km <sup>2</sup>	下水道普及率	75.2%
流域面積	878km <sup>2</sup>		

### 2. 水質の状況

COD、窒素及びりんいずれの項目についても、傾向としては、横ばいないしやや上昇傾向であり、水質環境基準を超えている状況にある。

(参考) 八郎湖の水質の経年変化 (単位: mg/l)



○ 利水の状況: 農業用水、水産、観光、釣り

○ 発生源別の汚濁負荷量割合 (COD)

生活系 5.3%、産業系 0.7%、市街地系 4.2%、農地系 49.3%、山林系その他 40.6%

### 3. 水質保全対策

- ・レイクリフター (間欠式空気揚水筒) による浄化対策 (平成6年度～)
- ・西部承水路の水の流動促進事業 (平成15年度～)
- ・特定流域水環境保全対策調査 (平成12, 13年度)
- ・八郎湖浄化対策基礎調査 (平成16年度)